



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

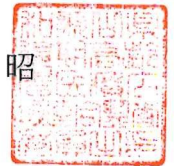
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和8年10月6日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 山路 都子



同 薮 浩 昭



財務監査結果報告

監査日 令和8年9月15日（火）

対象 令和7年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金交付に関する事項・入札及び契約に関する事項・保険財政の状況・前回の財務監査において措置を求めた事項・基金の増減に関する事項

監査結果 監査した各項目について、その事務運営は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘事項 1 債権管理の状況について

過去の支給誤りによる不当利得返還請求については、対象者全員への返還請求の送付が完了し、未納者についても回収について一定の進展が認められる。

今後、未納者への対応は、時間の経過とともに回収が難しくなることから、債権発生時には速やかに督促等の対応をすること。

また、長期にわたり未収となっている債権についても、納付に向けて相手方との協議を進める予定とのことだが、交渉の際には相手方の状況を把握し、計画的な納付につながるよう、適切な債権管理に取り組まれない。

2 市町村への補助金交付の状況について

ドック健診事業補助金については、その成果を数値として把握することが難しい面もあると思われる。全国的に高齢化が進展する中、被保険者の健康の保持増進及び健康寿命の延伸には、後期高齢者となる前から取組が必要であるため、引き続き、各市町村との一層の連携を図り、事業の実施状況等を把握しながら、効果的な保健事業の推進に努められたい。

3 入札及び契約に関する事項

令和6年度給付関連業務について入札の不調が続き、令和7年度において当該業務を分割して入札し対応したことについては理解するところである。

契約に当たっては、価格のみならず契約期間や業務の効率性等についても総合的に検討のうえ内容を精査し、事務の遅延を招くことのないよう、必要な見直しを含め適切な措置を講じられたい。